

令和3年8月25日

高山市長 國島 芳明 様

高山市ごみ処理施設建設検討委員会
委員長 神原 信志

提言書

令和2年8月に発足した高山市ごみ処理施設建設検討委員会は、全8回の委員会を開催し、施設建設に係る各種検討事項（施設規模、焼却方式、排ガス自主規制値など）について検討してきました。

検討結果について、下記のとおり委員会として決定しましたので、市に提言します。

なお、提案の詳細については、別添の「高山市新ごみ処理施設基本設計提言」にて、報告します。

記

（重要項目）

1. 施設規模に関すること
 - ・施設1日あたりのごみ焼却能力は、95トン（47.5トン×2炉）とする。
2. 焼却方式に関すること
 - ・ストーカ方式とする。
3. 排ガス自主規制値及び煙突高に関すること
 - ・排ガス自主規制値は、国内トップクラスの規制値を採用する。

項目	ばいじん	硫黄酸化物	塩化水素	窒素酸化物	ダイオキシン類	水銀
単位	g/m ³ N	ppm	ppm	ppm	ng-TEQ/m ³ N	μg/m ³ N
高山市新施設 自主規制値	0.005	8	8	20	0.008	30

- ・煙突高は、59m（煙突天端標高を680m）とする。

（意見聴取項目）

4. エネルギー利用方針に関すること
 - ・焼却に伴い発生する熱エネルギーの有効利用等、脱炭素社会に向けた施設整備を行うものとする。

5. 環境学習に関すること

- ・本市のごみ処理の仕組みや歴史などを知ることができるとともに、環境教育の先進施設として、ごみの減量化をはじめとした3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組み、再生可能エネルギー、脱炭素の取り組み、周辺自然環境の魅力などを見るだけでなく、体験したり、考えたりできる総合的な学習機能を有する施設とする。

6. 防災機能に関すること

- ・市民のライフラインの一翼を担う施設として、地震などの大規模災害に対して、十分な防災機能を確保することとする。耐震性の確保など施設の強靱化に加え、エネルギー自給が可能な施設として整備し、災害発生時は地域住民の避難できる場としての機能も有することとする。

7. 建築意匠に関すること

- ・各種関係条例や計画に基づき、周辺景観との調和やユニバーサルデザインなどについて、十分に配慮したデザインとする。

8. 施設運営に関すること

- ・施設利用者の安全確保やスムーズなごみの搬入を促すよう、わかりやすいゾーニング及び動線を設定する。